

労災保険制度の見直しについて（報告）

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会では、令和7年9月2日以降、就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対するセーフティネットを整備する観点から、精力的に議論を深めてきたところである。

当部会において労災保険制度の見直しについて検討を行った結果は、下記のとおりである。

この報告を受けて、厚生労働省においては、法的整備を含めた所要の措置を講ずることが適当である。

記

1 適用関係

（１）暫定任意適用事業について

暫定任意適用事業は廃止し、労災保険法を順次、強制適用することが適当である。

強制適用に当たっては、零細な事業主の事務負担の軽減等の対応を農林水産省と連携しつつ検討するとともに、円滑な施行に必要な期間を設けることが適当である。

（２）特別加入制度について

特別加入団体は、労働保険事務の処理等の重要な役割を担っていることから、その適格性を確保するため、特別加入団体の保険関係の承認や消滅の要件を法令上に明記することが適当である。

具体的な承認要件の内容は、災害防止に関わる役割や実施すべき措置事項その他当該団体の業務の適切な運営に資する事項（団体等の性格、事務処理体制、財政基盤に関する事項等）とすることが適当である。

また、保険関係の消滅に当たっては、先だって改善を要求する等、段階的な手続を設けるとともに、消滅させる時期に配慮することが適当である。

なお、労災保険法の強制適用の範囲については、労働基準法上の「労働者」概念に関する議論も踏まえつつ、労働基準法との関係も含めた労災保険制度の位置づけ等も含め、専門的な見地から引き続き議論を行う必要があるが、労働基準法が適用されておらず、現在、労災保険法の特別加入対象でない事業等について、特別加入の対象を拡大し、労災保険法を適用することについて随時検討することが適当である。

（３）家事使用人について

災害補償責任も含め労働基準法が家事使用人に適用されることになった場合には、労災保険法を強制適用することが適当である。

強制適用に当たっては、保険関係成立の届出や保険料の納付のような運用面の課題に

ついて、対応を検討することが適当である。

2 給付関係

(1) 遺族（補償）等年金について

遺族（補償）等年金における夫と妻の支給要件の差は解消することが適当である。

解消するに当たっては、被扶養利益の喪失の補填という観点を踏まえ、夫にのみ課せられた支給要件を撤廃することが適当である。

また、石綿健康被害救済法における特別遺族年金についても同様に、夫と妻の支給要件の差を解消し、夫にのみ課せられた支給要件を撤廃することが適当である。

遺族（補償）等年金の給付期間については、現行の長期給付を維持することが適当である。

加えて、高齢や障害のある妻のみ特別に給付水準に差を設ける合理性はないことから、特別加算を廃止し、遺族の数に応じた給付水準にするという考え方から、遺族1人の場合における給付基礎日額を175日分とすることが適当である。

なお、遺族（補償）等年金の制度趣旨・目的を踏まえ、生計維持要件、給付期間、支給要件の妥当性を含めて遺族（補償）等年金の在り方を判断するため、これらの点について専門的な見地から引き続き議論を行う必要がある。

(2) 消滅時効について

労災保険は他の社会保険と異なり、業務起因性を明らかにする必要があることから、外形的な事実だけでは給付を受けられるかどうかの予測が容易にはできない点において、特有の事情を有するものとするのが適当である。

そのうえで、労災保険給付請求権のうち、療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付等、消滅時効期間が2年である給付について、発症後の迅速な保険給付請求が困難な場合があると考えられる疾病を原因として請求する場合には、消滅時効期間を5年に延長することとし、まずは、脳・心臓疾患、精神疾患、石綿関連疾病等について、対象とすることが適当である。

また、労働基準法の災害補償請求権についても、労災保険給付請求権と同様に、消滅時効期間を延長することが適当である。

なお、労災保険制度の不知や手続の失念等により時効期間を徒過して請求された事案も存在することから、周知を工夫することや運用を改善することが適当である。

(3) 社会復帰促進等事業について

社会復帰促進等事業として実施されている給付について、特別支給金も含めて処分性を認め、審査請求や取消訴訟の対象とすることが適当である。

また、労働者等に対する給付的な社会復帰促進等事業に対する不服申立てについては、保険給付と同様に労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とすることが適当で

ある。

(4) 遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額について

有害業務に従事した最後の事業場を離職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合における給付基礎日額の算定に当たっては、疾病の発症時の賃金（以下「発症時賃金」という。）が、疾病発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前3か月間の賃金（以下「ばく露時賃金」という。）を基礎として現行の取扱いに則り算定した平均賃金より高くなる場合は、発症時賃金を用いることが適当である。

また、有害業務に従事した事業場を離職した後、就業していない期間に発症した場合における給付基礎日額の算定に当たっては、現行の取扱いを維持しつつ、引き続き、専門的な見地から検討を行うことが適当である。

3 徴収関係

(1) メリット制について

メリット制には一定の災害防止効果があり、また、事業主の負担の公平性の観点からも一定の意義が認められることから、メリット制を存続させ適切に運用することが適当であるが、継続的にその効果等の検証を行うことが適当である。

有害業務に従事した最後の事業場を離職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合における給付基礎日額の算定について、発症時賃金を用いるに当たっては、ばく露時賃金をもとに算定した保険給付額に相当する額に限り、疾病の発症原因となった有害業務への従事が行われた最後の事業場のメリット収支率に反映させることが適当である。

また、メリット制が、労災かくし及び労災保険給付を受給した労働者等に対する事業主による報復行為や不利益取扱いに繋がるといった懸念について、その実態を把握し、その結果に基づき必要な検討を行うことが適当である。

(2) 労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について

事業主に早期の災害防止努力を促す等の観点から、労災保険給付の支給決定（不支給決定）（以下「支給決定等」という。）の事実を、同一災害に対する給付種別ごとの初回の支給決定等に限り、労働保険の年度更新手続を電子申請で行っている事業主に対して情報提供することが適当である。

その際、提供する情報は、現行において被災労働者等に対して通知している項目のうち、支給決定金額、算定基礎、減額理由等を除いた項目（支給決定等の有無、処分決定年月日、処分者名、処分名（＝給付種別））及び被災労働者名とすることが適当である。

なお、これらの情報は、原則として、当該災害に係る災害防止措置を講ずべきと考え

られる事業主に対してのみ提供することが適当である。

また、事業主が自ら負担する保険料が増減した理由を把握できるようにする観点から、メリット制の適用を受け、労働保険の年度更新手続を電子申請で行っている事業主に対して、メリット収支率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報（以下「メリット基礎情報」という。）を提供することが適当である。

その際、提供する情報は、当該事業場のメリット収支率に反映された保険給付等に係る当該メリット算入期間における保険給付、特別支給金及び特別遺族給付金の合計金額とすることが適当である。

上記実態把握の結果に基づき、事業主に対する支給決定等に関する情報及びメリット基礎情報の提供の在り方について、必要な検討を行うことが適当である。

なお、労働者代表委員から、労災保険給付に関する情報の有無にかかわらず自事業場で業務災害が生じた際に早期の災害防止に取り組むことは事業主として当然の責務であることや、情報提供を受けた事業主による被災労働者や災害発生状況等の調査に協力した者への不当な圧力が生じ、保険給付請求の萎縮につながりかねないこと、個人情報保護の観点から問題があること等からすれば、事業主への情報提供は認めるべきではないとの意見があった。

また、使用者代表委員から、支給決定等の事実や理由等を早期に知り、労使一体で取り組むことが、業務災害防止には効果的なこと、事業主は、決定過程で労災請求の事実と内容を知る立場にあり、保険料を全額負担していること、最高裁判決を踏まえ、保険料認定処分の取消訴訟等における手続保障の実質的な担保が必要なこと等からすれば、事業主に、請求人と同時に同じ情報を提供し、請求人へと同様に決定理由も提供すべきとの意見があった。